

苅田町公共下水道事業計画変更等業務委託
プロポーザル募集要項

苅田町公共下水道事業計画変更等業務委託
プロポーザル募集要項

1. 業務の概要

(1) 件名

苅田町公共下水道事業計画変更等業務委託

(2) 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、発注者において公共下水道事業を施行するにあたり、特記仕様書に示す事項に係る①下水道法第4条に規定する事業計画を定めるのに必要な図書を作成すること及び②都市計画法第60条に規定する事業計画を定めるのに必要な図書を作成することを目的とする。

(3) 業務内容

本業務の内容は、別紙「仕様書」のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から 270 日間

(5) 見積限度額

25,229,600 円（消費税及び地方消費税額を含む）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

2. 参加資格条件

次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 苅田町入札参加者名簿に登録されている者であること。

①業種：土木コンサル

②部門：下水道

(2) 参加表明の日から最終審査の日までの期間に苅田町建設工事等入札参加者指名停止措置規程に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく資格停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをしている者でないこと。

(5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条もしくは第644条の規定に基づく清算の開始または破産法（平成16年法律第75号）第18条もしくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者

でないこと。

(7) 苅田町暴力団排除条例（平成 22 年条例第 10 号）及び暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）に掲げる暴力団又は暴力団員でないこと。また、それらと密接な関係を有する者でないこと。

(8) 過去 5 年間（基準日：参加表明の日）に次の①、②両方の業務に係る実績（完了）を有する者であること。管理技術者について、同実績を有する者であること。また、管理技術者及び照査技術者は、特記仕様書に示す資格要件を満たす者であること。

① 対象面積 250ha 以上の下水道事業計画策定または変更（汚水及び雨水含む）

② 対象面積 250ha 以上の雨水管理総合計画策定業務（浸水シミュレーションを含む）

(9) その他不適格であると町長が特に認める者でないこと。

3. スケジュール

(1) 募集要項の公開	令和 7 年 5 月 21 日（水）
(2) 質疑書提出期限	令和 7 年 5 月 28 日（水）午後 5 時
(3) 質疑回答書の公開	令和 7 年 5 月 30 日（金）予定
(4) 参加申込書類提出期限	令和 7 年 6 月 4 日（水）午後 5 時
(5) 第 1 次審査	令和 7 年 6 月 5 日（木）～令和 7 年 6 月 10（火）予定
(6) 第 1 次審査結果通知	令和 7 年 6 月 11 日（水）予定
(7) 提案書類提出期限	令和 7 年 6 月 25 日（水）午後 5 時
(8) 第 2 次審査	令和 7 年 7 月 2 日（水）～令和 7 年 7 月 4 日（金）予定
(9) 第 2 次審査結果通知	令和 7 年 7 月 9 日（水）予定

4. 募集要項の入手方法等

苅田町公式ホームページよりダウンロードして取得するものとする。

5. 事務局

〒800-0392 福岡県京都郡苅田町富久町 1 丁目 19-1

苅田町役場下水道課（担当：川野、加嶋）

TEL：093-434-1829

6. 選定条件

(1) 参加申込書類について第 1 次審査を実施し、上位 3 者を選定する。審査基準を満たす者が 3 者以下の場合は、これによらず参加資格基準を満たす全ての者を選定する。評価が同点の者が複数ある場合は、企業の業務実績に基づき選定する。

(2) 第 1 次審査で選定された者（以下、「第 2 次審査対象者」という。）を対象に第 2 次審査を実施し、最も優れた提案を行った者（以下、「最優秀者」という。）を特定する。

第2次審査対象者が1者であっても審査を実施し、基準を満たしていれば最優秀者とする。なお、最も優れた提案を行った者が複数ある場合は、見積金額が安価な者を最優秀者とする。

(3)最優秀者を契約相手先候補者とし、契約を交渉する。契約締結までに最優秀者が参加資格条件を満たさないこととなった場合、その者とは契約を締結せず、次点者を本業務の契約相手先候補者とし、契約を交渉する。

7. 質疑・回答

(1)提出方法

質疑がある者は、電子メールにて[様式 6]質疑書を提出するものとする。本町では、電子メール送受信のトラブルについて、一切の責任を負わないものとする。

(2)提出期限

令和7年5月28日（水）午後5時 必着

※期限以降の質疑及び本要項によらない質疑は一切受け付けないものとする。

(3)提出先

荇田町役場下水道課 E-mail：gesuidoka@town.kanda.lg.jp

※提出後事務局に電話し、届いたことを確認するものとする。

(4)回答方法

①質疑への回答は、質疑者の名称等を伏せた上で質疑回答書としてまとめ、荇田町公式ホームページに公開する。公開は、令和7年5月30日（金）を予定している。

②質疑への回答は、本募集要項の追加あるいは修正として取り扱うものとする。

8. 参加申込・受付（第1次審査用）

(1)申込方法

持参あるいは郵送・宅配等にて以下①～⑤の参加申込書類を提出すること。郵送・宅配等の場合も、受付期間に到着すること。本町では、郵送・宅配等のトラブルについて一切の責任を負わないものとする。

① [様式 1]プロポーザル参加表明書

② [様式 2]応募者の概要

③ [様式 3]同種業務の実績一覧

④ [様式 4]予定管理技術者の同種業務の実績一覧

⑤ [様式 5]業務の実施体制

(2)提出部数

提出部数は各1部とする。

(3)提出先

事務局（荇田町役場下水道課）

※郵送・宅配等の場合は事務局に電話し、届いたことを確認するものとする。

(4)受付期間

令和7年5月21日（水）から令和7年6月4日（水）午後5時まで 必着

(5)注意事項

- ①使用する言語は日本語、通貨は日本円、時刻は日本の標準時、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- ②提出物は返却しない。
- ③提出物の修正及び再提出等は、原則認めない。
- ④当該業務を行うこととなった場合、配置予定の管理技術者及び照査技術者は、特別な理由がない限り変更できない。

9. 第1次審査の審査方法等

(1)審査方法

参加申込書類について第1次審査を実施する。審査は、令和7年6月5日（木）～令和7年6月10日（火）を予定している。

(2)審査基準

評価項目	評価基準	配点
企業の業務実績	業務実績に基づき、業務遂行能力や地域精通度を評価する。	40
技術者の能力	業務実績に基づき、業務遂行能力や地域精通度を評価する。	60
合 計		100

(3)得点化方法

各項目の審査は、「(2)審査基準」に示す配点が付された項目ごとに、次のとおり5段階で審査し得点化する。

審査結果		得点化方法
A	業務実績8件以上かつ福岡県内での実績4件以上	配点の100%
B	業務実績6件以上かつ福岡県内での実績3件以上	配点の80%
C	業務実績4件以上かつ福岡県内での実績2件以上	配点の50%
D	業務実績2件以上かつ福岡県内での実績1件以上	配点の30%
E	業務実績2件以上	配点の0%

(4)審査結果の通知方法

審査結果は、各応募者に電子メールにて通知する。結果の通知は、令和7年6月11日（水）を予定している。第2次審査対象者には、第2次審査の日時及び場所も併せて通知する。なお、第2次審査対象者とならなかった応募者は、通知日の翌日から起算して7日以内に書面にてその理由についての説明を求めることができるものとする。

10. 提案書類等（第2次審査用）

(1) 提案書の内容

提案書の内容は次のとおりとする。各項目について漏れの無いよう作成すること。

番号	提案項目	記載内容
1	課題の抽出	①本町の雨水事業については、現状の事業計画と実態に隔たりがある。②令和6年度に策定した雨水管理総合計画において見直している主要な管渠、予定排水区域及び計画降雨等を反映する。①及び②について、事業計画を変更する上で想定される問題点や課題を抽出し、簡潔に説明すること。
2	業務実施方針	前項を踏まえ、業務実施方針について簡潔に説明すること。（実施体制、照査の方針、工程計画を含めること。）
3	技術的提案とその解説	抽出した問題点や課題の解決方法について、技術的提案を具体的に記載し、解説すること。
4	提出図書の作成	内容とりまとめにおいての手順及び想定する項目について、簡潔に説明すること。

(2) 提案書の書式

- ①様式は任意とする。
- ②A4 版縦（片面）5 枚程度とする。A3 版を使用する場合は、A4 版縦に折り込むものとする。
- ③様式の範囲内において、グラフ及び模式図等を用いても良い。
- ④概念図、出典の明示できる図表、既往成果及びそれらを加工したものをを用いても良い。

(3) 資料の閲覧

提案書作成にあたり、以下のとおり図書を閲覧することができる。閲覧日時は、事務局に電話し、事前に調整するものとする。なお、収集した資料を本業務以外で苅田町に無断で使用してはならない。

- ①閲覧期間 令和7年5月21日（水）から令和7年6月25日（水）まで
- ②閲覧時間 午前9時から午後5時まで
- ③閲覧場所 苅田町役場下水道課
- ④閲覧可能図書
 - i) 令和4年度 苅田町公共下水道事業計画変更等業務委託報告書
 - ii) 令和5年度 苅田町公共下水道に係る技術的援助に関する協定（経営戦略改定）報告書

iii)令和 6 年度 苅田町公共下水道施設再構築基本設計（ストックマネジメント計画）業務委託報告書

iv)令和 6 年度 苅田町公共下水道事業雨水管理総合計画策定業務委託報告書

(4)提出方法

持参あるいは郵送・宅配等にて提出すること。郵送・宅配等の場合も、提出期限までに到着すること。本町では、郵送・宅配等のトラブルについて一切の責任を負わないものとする。

(5)提案書類の部数

①提案書（任意様式） 7 部（正本 1 部、コピー 6 部）

②見積書（任意様式） 1 部

(6)提出先

事務局（苅田町役場下水道課）

※郵送・宅配等の場合は事務局に電話し、届いたことを確認するものとする。

(7)提出期限

令和 7 年 6 月 25 日（水）午後 5 時まで 必着

(8)注意事項

①使用する言語は日本語、通貨は日本円、時刻は日本の標準時、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。

②提出物は返却しない。

③提出物の修正及び再提出等は、原則認めない。

④応募は、1 応募者につき 1 案とする。

⑤本件に係る情報公開があったときは、苅田町情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合がある。企業秘密に該当する部分については、提案書にその旨を明記すること。

11. 第 2 次審査の審査方法等

(1)審査方法

第 2 次審査対象者の第 2 次審査を行う。審査は、令和 7 年 7 月 2 日（水）～令和 7 年 7 月 4 日（金）を予定している。

①第 2 次審査会場には 4 名まで入室を認める。

②第 2 次審査は、提案書の説明（プレゼンテーション：20 分以内）及び本町からの質疑への応答（ヒアリング：10 分程度）とする。

③提案書の説明及び質疑への応答は、予定管理技術者が行うものとし、提出した提案書の説明を行うものとする。追加資料の提出は認めない。

④提案書をプロジェクターあるいはパネルで拡大すること、会場に用意したホワイトボードを使用し、説明に図解を加えることは認める。

⑤他の第2次審査を傍聴することはできない。

(2)審査基準

評価項目	評価基準	配点
提案書の評価	本町の現状、特性を考慮し、的確かつ現実的な提案がなされているかを評価する。	40
プレゼンテーション 及びヒアリング	専門技術力、実施体制、コミュニケーション力について評価する。	40
見積金額		20
合 計		100

※審査委員会全委員の評価点平均が60点未満（100点満点）の場合は選定しない。

(3)得点化方法

各項目の審査は、「(2)審査基準」に示す配点が付された項目ごとに、次のとおり5段階で審査し得点化する。

審査結果（提案書の評価、プレゼンテーション及びヒアリング）		得点化方法
A	特に優れている（価格は最も安価な者）	配点の100%
B	優れている（価格は最も安価な者との差額が5%以内）	配点の80%
C	普通（価格は最も安価な者との差額が10%以内）	配点の50%
D	やや不十分（価格は最も安価な者との差額が20%以内）	配点の30%
E	不十分（価格は最も安価な者との差額が20%を超える）	配点の0%

(4)審査結果の通知方法

審査結果は、第2次審査受審者に電子メールにて通知する。結果の通知は、令和7年7月9日（水）を予定している。なお、最優秀者とならなかった第2次審査受審者は、通知日の翌日から起算して7日以内に書面にてその理由についての説明を求めることができるものとする。

12. その他

(1)費用の負担

本件に係る書類の作成及び提出、審査等に要した費用は応募者の負担とし、本町は一切負担しない。なお、応募に係る手数料は無料とする。

(2)著作権

提出書類の著作権は応募者に帰属するが、選定の公表等に必要な場合、本町は、提出書類の著作権を無償で利用できるものとする。

(3)情報公開

本件に係る情報公開があったときは、苅田町情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合がある。

(4)選定結果の公表

選定結果について、次の事項を本町公式ホームページに公表するものとする。

①契約相手先候補者

②採点結果

(5)失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。第1次審査及び第2次審査後に判明した場合も同様とする。

①提出書類に不備があった場合

②提出書類等に虚偽の記載があった場合

③公正を欠いた行為があったとして本町が認定した場合

④その他募集要項に違反した場合

(6)契約条件

①契約保証金：金銭的保証（契約金額の100分の10以上（1円未満切上げ））

②支払条件 前金払：適用（契約金額の10分の3まで）

精算払：請求後30日以内とする。

③苅田町契約規則その他関係する法令等を守らなければならない。

(7)その他

①業務内容は、公募範囲に限定されることなく、協議の上変更することがある。

②受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した上で、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

③本募集要項に定めるもののほか、必要な事項は本町が定める。